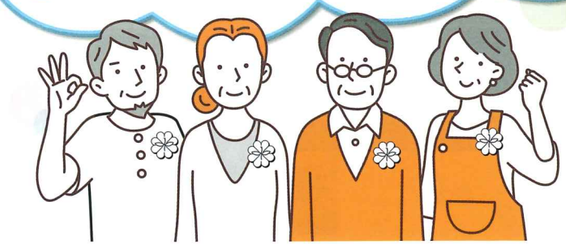
伝えたい！

民生委員・児童委員のやりがい楽しさ

地震があって、一人暮らしの方に
「大丈夫ですか」って電話をしたら
「心配してくれる人がいるだけでうれしい」
と言われて、そういう時に
“やっていてよかった”と思います
基本は“喜んでもらえること”これに尽きます

民生委員同士で仲間が
できたことは大きな財産ですし、
委員活動をとおして多くの人と関わり、
つながって生きられるなんて
とても豊かな人生だと思います



前向きで明るい考えを持った
高齢者の方とお話していると、
自分自身が元気になれるヒントを
いただけたようでうれしくなります

民生委員・児童委員について

- 民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）です。
- すべての民生委員・児童委員は、それぞれの地域の「地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）」に所属し、地域の社会福祉協議会や市町村行政などの関係機関と連携しながら活動しています。
- 民生委員・児童委員には民生委員法第 15 条による守秘義務があり、活動を通じて知り得た個人の秘密は守られます。この義務は、民生委員・児童委員退任後にも及びます。
- 任期は 3 年ですが、再任も可能です。
- 全国で約 23 万人、宮城県内では約 4,500 人の委員が活躍しています。
- ボランティアとして活動するため、報酬はありません。ただし、活動に必要な通信費や交通費などの一部が活動費として自治体から支給されます。

地域の民生委員・児童委員が分からないときは、お住まいの市町村の福祉担当課までお問い合わせください。

民生委員児童委員協議会

支えあう 住みよい社会 地域から

ご存じですか？

民生委員・児童委員

安全で安心な福祉のまちづくりのお手伝い

こんな困りごとはありませんか？



生活に関すること

生活福祉資金
自立支援
生活保護

健康に関すること



家族の介護
福祉サービス
生活の不安

保健医療
介護予防
健康相談

福祉に関すること



妊娠中の心配事
子育ての不安
いじめ、虐待、
ヤングケアラー

子どもに関すること



秘密は必ず守られます　安心してご相談ください

宮城県・宮城県民生委員児童委員協議会

私たち民生委員・児童委員、主任児童委員は、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民の一人として皆さんと同じ立場で生活や福祉に関する相談に応じ、困りごとを解決するためのお手伝いをしています。



ご自身の悩み、地域で気になっている困りごとはありませんか？私たちは地域の身近な相談相手です。お気軽にお声がけください。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の一部を紹介します！





社協で実施している配食サービス事業に参加し、高齢者にお弁当を届けた。

介護保険の利用について相談があったので、地域包括支援センターに連絡して内容を伝えた。



通学路・校門前での声がけ・あいさつ運動を通して「近所のおじさん・おばさん」として子どもたちに顔を覚えてもらえたことがうれしい。







引っ越してきたばかりの子育て中のお母さんから、知り合いもなく不安との相談を受け、民生委員・児童委員が協力している子育てサロンの案内をした。



民生委員・児童委員の研修会に参加。他市町村の委員との交流はよい刺激になり、活動の励みになった。



社協からの依頼でひとり親家庭にお米を配付する手伝いをした。





地域のこどもまつりに参加し遊び場コーナーを担当。地域の方に民生委員・児童委員の存在を知ってもらえる機会にもなった。



学童保育での行事に参加。子どもたちとふれあいながら地域の世代間交流もでき楽しい時間を過ごした。

民生委員・児童委員

特定の地域を担当し、高齢者・障がい者・子どもに関することなどさまざまな相談に応じます。課題解決に向けて、必要な支援や福祉サービスを受けることができるよう、行政や地域の専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。

全ての「民生委員」は、児童福祉法によって「児童委員」を兼ねています。

主任児童委員

「民生委員・児童委員」の中から指名を受け、特定の地域を持たず、子ども・子育て家庭など児童福祉に関する活動を専門に担当します。相談内容に応じて地域の関係機関と連携を図り、地域担当の児童委員と協力して支援を行います。

主任児童委員の「主任」という言葉は、職位を表すものではなく、子どもに関する支援を「主に任ずる」という意味があります。